

〔別紙1〕 学校における芸術文化事業(芸術鑑賞教室等)事業補助金の
事務手続きについて

1. 交付申請提出 (毎年4月5日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

◎補助金の支払い

※交付決定後、概算払いにより、支払います。

3. 事業開始

○この補助金は、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了届」の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

地域づくり推進部・文化政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

08578 - 26 - 7134

bunsei@pref.tottori.lg.jp